

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 801ページ）	改定した解説
<p>別表第八 2(102) 直流電源装置の解説</p> <p>2. イ項(ロ)の、「極性の別を誤まるおそれのない構造のもの」には、器体から容易に取り外すことのできないスイッチその他のものの表示等により極性を容易に識別できるものを<u>含む。</u></p>	<p>2. イ項(ロ)において、</p> <p>(1) 「<u>直流側の端子または口出線</u>」には、器体に附属した直流側の接続器を含む。</p> <p>(2) 「極性の別を誤まるおそれのない構造のもの」には、器体から容易に取り外すことのできないスイッチその他のものの表示等により極性を容易に識別できるもの<u>及び器体に電池を特定の方向にだけはめ込むことができる構造のものを含み、他の負荷機器に接続したとき極性が異なるおそれのある接続器は含まない。</u></p> <p>(3) <u>ユニバーサル・シリアル・バス（以下、「USB」という。）規格に準じた形状及び端子配置の接続器は、「極性の別を誤まるおそれのない構造のもの」として取り扱う。</u></p>

（当該部解釈）

別表第八 2（102）直流電源装置^{（解説1）}

イ 構造

（イ）（省略）

（ロ）直流側の端子または口出線にあっては、そのものまたはその近傍に極性の別を表示すること。ただし、接続器を有するものであって、接続するとき極性の別を誤まるおそれのない構造のもの^{（解説2）}にあっては、この限りでない。

（関連解釈）

別表第八 1 共通の事項 （2）構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。

（イ）「通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない」とは、電源に接続した場合並びに機器に表示された定格及び機器の普通的使用方法により運転した場合に感電、火災及び傷害を生ずるおそれのないことをいう。

（ロ）「通常の使用状態」には、次のものも含まれる。

- a 中間スイッチ又は器体スイッチを有するものにあっては、これらのスイッチを開路の状態に電源に接続した場合
- b 遠隔操作及び無人運転の機器（タイマーでOFFするものを含む。）を無負荷によって運転した場合
- c コードかけを有する機器にあっては、コードかけにコードを巻き付けて、機器の外方に100N（自重の3倍が10kg未満の場合は10Nにkgの単位で表わした自重の3倍の値を乗じた値とし、最低30Nとする。）の力を15秒間加えた場合
- d コードかけ等を有する機器であって、そのコードかけ等の近傍に、コードが容易に器体内部に入る開口がある機器にあっては、その開口からコードを器体内部に押し込んだ場合